

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成17年6月16日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第49号所管分の審査	2
質疑（藤浦委員）	
議案第51号、議案第52号の審査	3
質疑（藤浦委員、山下委員、上村委員、）	
議案第54号の審査	10
議案第60号の審査	11
質疑（藤浦委員）	
採決	11
閉会の宣告	11

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年6月16日(木) 午前10時 2分 開会
午前10時54分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	川口純子	副委員長	古谷博子	委員	藤浦雅彦
委員	上村高義	委員	原田平	委員	山下信行

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
保健福祉部長 堀口賢司 同部次長兼国保年金課長 佐藤芳雄
高齢者障害者福祉課長 登阪弘 こども育成課長 山本和憲
介護保険課長 井口久和

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局主幹 日垣智之

1. 審査案件(審査順)

議案第49号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第51号 平成17年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第52号 平成17年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算
議案第54号 平成17年度摂津市介護保険特別会計補正予算
議案第60号 摂津市障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時2分 開会)

○川口委員長 おはようございます。
ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。

本日、委員の皆様方には何かとお忙しい中、大変ご苦勞様でございます。

昨日の本会議で付託されました案件につきまして、早速、民生常任委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本案件につきまして、よろしくご審査いただき、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

簡単でございますけれども、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

なお、一たん、退席いたしますけれど、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○川口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は古谷委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○川口委員長 再開します。

議案第49号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 19ページの款3、民生費、目1、児童福祉総務費、節18、備品購

入費、庁用器具費140万ということで増額されておりますが、このことについて、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 こちらの方、財団法人自治総合センターの方にコミュニティー助成の申請をさせていただいております。この4月に入りまして、助成の決定通知をちょうだいした運びになりました。ということで、今回、補正をさせていただくということで、歳入歳出を計上させていただいております。

歳出の中身でございますが、パソコンであったり、プロジェクター、またはノートパソコンですね、それとプリンター等々OA機器の関係を計上させていただいております。

こちらの方は、コミュニティー助成ということで、千里丘東にございます子育て総合支援センター内の地域支援センターの方に配備をしていきたいというふうに考えております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 コミュニティー助成事業助成金というのをもとに支出ということでございますけど、これ、当初予算で、大阪府のコミュニティーソーシャルワーカーというのがありましたね。あれとは全然関係ないあれやったのか、それとも関係あったのでしょうか。

ちょっとその辺の絡みだけ教えてください。

○川口委員長 山本課長。

○山本こども育成課長 こちらの方は、宝くじの普及・広報事業という関係で事業助成がございましてコミュニティー事業でございます。

そういうことで、一般会計の当初予算でございましたコミュニティーソーシャルワーカーという項目とはまた別の項目

で、大阪府の市町村課を通じまして、宝くじの方の担当の自治総合センターの方に協議、申請をいたしたものでございます。

○川口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時7分 休憩)

(午前10時8分 再開)

○川口委員長 再開します。

議案第51号及び議案第52号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 議案第51号の分なんですけど、昨日も、16年度の決算等についての専決処分報告があったわけですが、この4ページのところの、歳入のところ、款8、諸収入で、目5、雑入、この雑入のところ、結局、補正前の額が2億3,399万2,000円ということになりまして、今回、補正ということで、1億9,336万9,000円という補正になるということですけど、これは、当初予算のときにも、17年度の決算見込みも含めていろいろお聞きをする中では、17年度決算では3億か4億ぐらいの赤字になりますというふうな見通しをおっしゃっていただきました。

16年度の決算が大体出された段階で、もう一回その辺の調整をされるというふうなこともおっしゃったわけですけども、そのことも踏まえて、今回、ここまで16年度が最終決まってきた中で、最終、17年度としての雑入として上げられている額、要するに、実質赤字というのは、17年度では、どのように最後、推移し

ていく予測になっていくのかということですね。

それから、繰上充用していく分については保険料には転嫁しないというようなご答弁もされておりましたけども、ということになりますと、改善方法というのはほかの方法でやっていくんだというふうなことでご答弁が以前にあったわけですが、例えば、特別調整交付金とかの分を何とかあてがってとかいうようなこともおっしゃってましたけど、これ大分膨らんでいきますけども、この辺の見通し、どういうふうに解消できるのかということと、それから、18年度に向かって、今、17年度の大体の予測値の中で、保険料についてどのような考えを持っておられるのかいうことを、あわせてお願いしたいと思います。

○川口委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず、雑収入の見通しでございますが、今回、補正をお願いいたしました段階で4億2,700万という数字になっておりますが、これにつきまして、本年の10月ないし12月議会で、もう一度補正をお願いする形になるかと思うんですが、この際に、約6,000万余りの今度は減額補正というような形をとらせていただくということになるかと思っておりますので、最終的に、この17年度末で、雑入の金額は3億6,000万ぐらいの見込みをいたしております。

この3億6,000万のうち、9,000万については当初予算の段階で計上いたしておりますから、そうなりますと、最終的に、16年度の最終の数字としては2億7,000万の累積の赤と、こういうような形になります。

それから、あと、いわゆるこの赤字部分については、基本的には、これまで特

別調整交付金を得る努力をいたしてきておりました、この16年度についても、約7,000万ほどちょうだいをいたしておるわけですが、こういう形で引き続き努力をしていきたいということと、それから、この、いわゆる10月ないし12月段階で雑入の減額補正の最大の理由というのは、退職振りかえをやっていることに伴っての、国庫なり療養給付費の交付金の払い戻しみたいな作業がありますので、こういう部分についても引き続き努力をしていきたいということで、この赤字部分についての解消については、そういうような経営努力の中で解消に努めていきたいというふうに考えております。

それから、来年度以降の保険料の改定の問題でございますが、この17年度当初予算の計上の段階で、いわゆる17年度の当初段階で約9,000万ぐらい歳入が不足すると、こういうような形になっておりました、この9,000万については、医療分の保険料率を据え置きするという事の中から生じてきておるものでございますので、これにつきましては、国保の運営協議会からの答申を踏まえて、来年度以降については、基本的には、当初予算段階では雑入を組まないような形での料率設定を検討してまいりたいというふうに考えております。

○川口委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 わかりました。

説明わかるんですが、大変な状況の中で2億7,000万という、これを見たら、赤字解消についてはしっかり努力していただきたいということ。

それから、もう一つは、保険料の問題ですけど、これは、来年度からは自動的にというんですか、保険料の考え方を変えるということになっておりましたけど

も、なかなか抑えるのは非常に、毎回そうなんですが難しいということになっておりますけど、やっぱりこの辺は国保年金課だけではなくて、やっぱりトータル的な政策の中で、今、摂津市が進めております「健康せつつ21」、こういったものもしっかりと進めていく中で、特に今、ちょっと課が違うかもわかりませんが、だれでも勧められる、気軽に取り組めるこの運動、体操を進めていこうというふうなこととか、ウォーキングを使って健康づくりをしていこうというようなこととか取り組んでおられますけども、こういったものが成果となってあらわれてくるようなしっかりとした取り組みをしていただきたい、トータル的にしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

○川口委員長 ほかにございませんか。

山下委員。

○山下委員 この過年度精算による国庫負担金等返還金でありますけれども、これは、当初からなかなか見込みがたたないということで、補正で計上されるということでもありますけれども、これは、いつの時点で、あるいは金額としてはどのあたりということまで、また、いつの時点でお努めになるかと、今回の場合はどうだったのかということをお聞きしておきたいと思っております。

つまり、それが保険料の質疑なり算定なりに、単年度主義だとおっしゃるけれども、そういうことを念頭に置いた論議にならざるを得ないということだと思っております、ひとつその辺をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、今回の補正だけではなくて、補正第3号の予定もお話になったわけがありますけれども、今の時点でそういうことがわかるという、つまり、雑入につ

いて減額補正をするということが今の段階で見積もれるなら、なぜ今の段階で歳入の変更を行わないのかというのが疑問であります。常にそういう明らかになった段階でやっていくべきではないのかということでもあります。

それから、もう一つは、単純に言いますと、昨日の専決処分報告で、16年度の赤字分として1億4,100万円、これを17年度、繰上充用したというこの専決処分が行われました。これも、これと合わせると、今の段階で3億3,000万程度の赤字というふうに予測されるわけでありまして、これは、17年度の国保で審議した段階での赤字見込みと比べて一体どうだったのか、その辺もお聞かせいただきたいと思っております。

○川口委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず、1点目の、今回の療養給付費の交付金の返還の問題でございますが、これにつきましては、最終確定するのが8月になります。8月に突然出てくるわけではございませんでして、この6月の末に診療報酬の支払基金に対しまして、16年度の事業実績報告書を提出して、それを診療報酬の支払基金が精査をいたしまして、具体的に返還なり追加交付という決定が来るのが8月。それで、返還ないし追加交付が行われるのが9月の末というふうな動きになっております。

それで、特に今回につきましては、従来部分で申しますと、この療養給付費の交付金の返還については、ことしの分の交付金の相殺というような形で調整がされておるのが一般的なんです、今回につきましては、概算で計算をいたしました結果、今回、補正で計上いたしておりますような返還が生じてくるということで、5月の末に診療報酬の支払基金と協

議をいたした中で、1か月分の交付金を上回る返還になる場合については相殺という形の処理はできないということで、具体的にこの金額を歳出で返還する必要が出てまいりましたので、今回、こういう形で補正をお願いいたしたということでございます。

いずれにいたしましても、最終的な決定は、この6月の末に事業実績報告書を出して、8月に返還通知を受けて確定をしておりますということでございます。

それから、今後の補正のことで先ほど答弁申し上げたわけですが、この5月の末の出納閉鎖をもちまして、この療養給付費の交付金、それから、国から交付を受けております療養給付費の負担金、これのそれぞれ事業実績報告を出す作業を現在進めております。この国庫負担金についても、6月の末が提出期限になっておりまして、既に、先週に大阪府の方からヒアリングを受けているわけですが、そういう中でおおむねこれぐらいの数字になってくるということで見込んでおりますが、これについては、この先の療養給付費の交付金と同じように事業実績報告書を出して、精査があって、最終的に数字が確定してくるのが秋ぐらいになりますので、この療養給付費の負担金の返還なり追加払い、この部分については、通年、大体12月議会で補正をお願いしておるというふうなことですが、大体、ほぼ出納閉鎖が終わった段階で概略的な感覚はつかめておるというようなことで、先ほどのようなご答弁をさせていただきました。

それから、予算を編成する際の問題でございますが、これにつきましては、あくまでも16年度の部分については、具体的に5月末の出納閉鎖を迎えない限り、最終的な決算の見込みが立たないという

のが現状でございますので、あくまでもその当該年度、本年であれば17年度、単年度の出入りの部分を見込んでおります。

それで、なおかつ、この部分については一定の負担率が決まっておりますから、それが満額当該年度中に交付をされるという前提で予算措置をお願いしておるということで、ただ、非常にこの国保特別会計のややこしい部分は、負担金なり交付金というのが常に概算払い、精算払いというような形で動いてきて、これも、非常に大きな形でプラスにふれたりマイナスにふれたりするということなので、決算との絡みが大きいという現状がございまして、この部分については、後日の補正的な形をお願いしておるような次第でございます。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 そういう難しさはあるということは承知しておりますけれども、しかし、専決処分を行った1億4,100万円の赤字と、それに、単年度で見ても、実質的にですよ、会計上はそりゃどうなんかわかりませんが、実質的には、そう言いながら3億3,000何がしの、つまり、これ合わさった額が実質の赤字分というふうに見ていいのかということですね。

いや、それもまた言うと、その前の年とか前々年度とかいうふうなことに関係してくるのかもわかりませんが、そういうことに立つと、17年度の現時点での見込みは一体どうなるのかということですね、17年度予算ですね。16年度の決算もまだ調製段階だということだと思いますけれども、気が早いかもしれませんが。

この辺についてもお伺いしておきたいと思います。

単年度はそういう赤字というふうに見ていいのかということではありますが。

○川口委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 まず、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、最終的な形といたしましては、16年度の、いわゆる決算上の赤字は1億4,100万ぐらいということで表示されるわけですが、今回補正をいたします療養給付費の交付金の返還、それから、療養給付費の負担金の追加払い、こういう部分を差し引きいたしまして、最終の数字といたしましては2億7,000万の繰越赤字になると。このうち、去年は、療養給付費の負担金の返還を約8,000万ぐらいいたしておりますので、この2億7,000万のうち、8,000万部分は15年度以前の赤字。16年度、純粹の単年度赤字は残りの1億9,000万というような仕分けができればと思います。

○川口委員長 山下委員。

○山下委員 17年度の見通し、あるいは18年度以降の問題についても若干触れられましたけれども、つまり、保険料の、これは条例で定まってるとおりのんだというようなお話でしたけれども、そうしないというのは、これまで、やっぱり不況のもとで、実質可処分所得は減っていると。あるいは、定率減税の縮小、廃止で、これまた一層減っていると。あるいは年金所得の控除が減らされる、収入が増えてないのに所得がふえるという、こういうことになろうかと。つまり、生活は全然改善されていないのに所得は減っていくと、実質の可処分所得は減っていくという、こういう中で公共料金が上げられるということになれば、これ一体どうなるのかと。そんなに甘い状況じゃないと。

というのは、国保の滞納の状況も一層

ふえてきているということで、これは、国の方は一層取り立てを強化することでそれを乗り切れということでありませけれども、これは、実質は、一層、家計が苦しくなっているときに、一層、徴収を強化せよという、こういう乱暴なやり方というふうに私ども思うんですね、政府のやり方というのは。逆の方向に行っているというふうに思うんですね。この条例上の規定は規定として、現実の市民の生活、国保加入者の生活考えたら、とてもそんなことは論議にならないということ念頭に置きつつ、これは諮問も行っていただきたいというふうに要望しておきます。

○川口委員長 ほかにございませんか。

上村委員。

○上村委員 私の方から、6ページの過年度精算による国庫負担金等返還金ということで、1億9,386万9,000円ということでありませけれども、今、時期については、山下委員の方から質問ありましてわかりましたけれども、この中身というか、理由というか、これ、非常に読みにくい点はありますけれども、ある程度、何でこういう形で、理由みたいなものがわかれば教えてほしいということと、これ、前年度というか、過年度分のということで、なかなか予算が組み立てにくいということでお話ありましたけれども、大きく見込みがずれるということが、これも常態化というか、これ毎年のことですよね。このことが、やはり正常な財政運営からすると、非常に担当者としても予算管理がしにくい状態ですよね。これが、やっぱりどういったことをすべきかなということも含めてお答え願いたいと思います。

○川口委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 今回補正をお願

いしておりますこの1億9,300万の件ですが、これ、退職者医療に係る勘定部分での償還でございまして、ちょっと仕組みを申しますと、退職被保険者に係る医療費、ここからこの退職被保険者の納められた保険料を差引いた残りが、診療報酬支払基金から療養給付費の交付金というような形で補てんされると。その結果、最終の段階ではプラスマイナスゼロになるという形で運営をされているわけです。

今回、補正をお願いしておりますのは、この診療報酬の支払基金からの交付金が1億9,300万ほど過払い状態になるということとさせていただいているわけですが、この理由と申しますのは、本市の国保の被保険者の状態を申しますと、14年から15年にかけて、退職被保険者数が約40%近く伸びておりまして、それに伴いまして、この退職被保険者の医療費が10億から14億に伸びております。また、この16年度については、17億ほどに伸びているわけですが、この診療報酬の支払基金が、概算払いで交付してくる場合の、これ詳細はちょっと把握しておりませませんが、前年のいわゆる医療費の伸び、被保険者数の伸びを勘案して、翌年はこれぐらいいくやろうということで概算交付をしてくると。こういう仕組みのために、この14年から15年に非常に大きな伸びを示しましたので、これが16年度も引き続き続いてくるという前提で交付金が多くなったものではないかなというふうに解釈をいたしております。

この16年度は若干伸び率が下がりますから、今度は、17年度は概算払いが少ないというような形で、反対にふえてくるというような可能性も非常に高いんですが、こればかりは、診療報酬の支

払金がどういう基準で交付されてきているのか、これ市の段階でちょっと把握できませんので、結果的に、決算をさせていただいた中で、過払いであるとか、精算払いであると。これは、もう現行の制度の中では一定やむを得ない状況であるというふうに考えております。

そういうことで、この部分については、事務担当としては、きちっとその年度、年度で精算がきくというシステムをできるだけ導入をいただくように、これは、一度、市長会等を通じて要望等をいたしてみたいというふうに考えております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 理由につきまして、今、退職者医療分の見込みが多かった分、実際は伸びが少なかったんで、それも、今回余分にもらったんで返さなければならぬということ、これについてはわかりましたけども。

今回、雑入で1億9,386万9,000円ということで、これは空財源という格好で組んだるわけですけども、結果的に、先程、山下委員の質問の中で、17年度は2億7,000万円の赤字になるんじゃないかなというふうに言われました。

一般会計からの法定外繰入というのが2億7,000万ぐらいありますよね。そうすると、足すと5億4,000万ぐらいの、これは国保の条例に定められた料率とは違った形での余分な分ではないかなというふうに思っていますし、先程、所得割率の保険料の話ありましたがけれども、摂津市は大阪府下で2番目に安い所得割率の設定であるということも起因してるんじゃないかなと思っています。

やはり、今、三位一体等々の改革で、やはりこの国保会計、独自性というものを求められとるんじゃないかと思っ

すし、今、新聞紙上で、この国保の広域化ということがあって、都道府県単位ももう検討されています。そうすると、大阪府下の平均といいますと、所得割が9.2ぐらいですかね、そこまで一気に所得割率が上がるということも懸念されとるわけでありまして。

そうすると、今、摂津、7.2でしたかね、7.2ということで一挙に30%も上がるという格好にならざるを得ないということが危惧されておるわけですけども、やはり国保運営協議会の答申にあるように、条例に定められた賦課算定方式にのっかって国保の財政の安定化を図るべきであるというのを言われています。そのことがなかなか実行に移されないんですけども、やはり永続的なこの国保の財政の安定化ということでは、そういったことも必要ではないかなと思っています。

きのう、本会議場で下水道、あるいは、水道の公共料金の話がありました。下水道、水道については、公共料金、大阪府下でもちょっと高いところにありますよね。この国保については、大阪府下でも2番目に安いという、非常にアンバランスな格好になっているわけですけども、やはり大阪府下平均並みにどちらも持っていくべきではないかなと思っていますし、国保についても、やはり大阪府下平均の9.2を目指して、安定化に向けていくべきではないかなと思っていますけども、その辺の考え、どうでしょうか。

○川口委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 保険料率の問題は非常に難しい問題があると。これ、確かに委員のご指摘のように、本市の保険料率、低い方から数えた方が早いような状態になっているわけですが、なかなか、日々、市民の方々の声をお聞きしますと、やはりなかなか収入が伸びない、な

いしは経済的にしんどいというような中で、何とか保険料、もう少し安くならんのかという声も非常に多く聞くという状態があります。

片や、実は、本市、ここ3年ばかり、医療分の保険料を据え置きしてきているわけですが、この間に、医療費の負担は約10億円ふえております。

ですから、これについては、いろんな努力をする中で、できるだけ赤字部分を少なくするような形にしているわけですが、一定もう限界に近づいているような部分もありますし、このまま赤字をどんどん積んでいくというわけにも現実はいりませんので、できるだけ市民負担は抑える方向で、それと同時に、国保のやはり収支バランスというようなことも一定考えながら、保険料率の改定ということは考えてまいりたいというふうに考えております。

○川口委員長 上村委員。

○上村委員 保険料率の改定、今答弁いただきましたけども、実際の給与収入が伸びない中という話ありましたけども、やはり保険料率は、さっき言ったように、ある程度、大阪府下の平均に持っていく形で、非常に厳しいと思われる人、障害者等々については、やは福祉減免みたいな形で、そりゃやっぱり制度としてつくることの方が、よりメリハリがつく仕組みではないかなと思ってます。

今だと、加入者全員にこれをばらまいたる格好になっとるわけですよ。やはり本当に払われない人等々がおれば、そりゃやっぱり福祉という形で手厚くしてあげることの方がありがたいがあるんじゃないかなというふうに思ってます。

私も、市内歩いてましてそういう話よく聞きますけども、やはり非常にかわいそうな、急に会社が倒産して払えないと

いう人もおります。そういった方については、やっぱりきっちりとフォローして、福祉的な意味でのフォローをすべきではないかなと思ってますし、一元的にやはり皆さんが払えないという状況ではないでしょうし、ちゃんと仕事してて払えている人については、やはり適正な保険料率を設定していくということの方が大事ではないかなと思ってます。

そういった意味で、やはり答申にあるような形で、きちっとその方向に向かっていくことが大事ではないかなと思ってます。

それと、医療費が10億円伸びてきたということがありました。

これは、先ほど、藤浦委員の質問にもありましたように、やはり健康づくりということで、医者にかからないような健康づくりに向けての取り組みも非常に重要ではないかなと思ってますし、そういった意味で医療予防といいたいまいしょうか、生活習慣病の改善等々も含めて、そういった取り組みに、本当そっちにお金を投資して、医者にかからないような仕組みをつくり上げることも大事じゃないかなと思ってますし、そりゃ国保年金課だけではできない問題なんで、これは保健福祉部全体として、あるいはこの庁内全体として取り組むべきことじゃないかなと思ってます。

この点についてはトータル的なお話なんで、部長の方から、どういった考えで取り組むのか、ひとつお答え願いたいと思います。

○原田委員 議事進行。

○川口委員長 原田委員。

○原田委員 この本委員会は、先ほどもありましたように、いわゆる平成17年度の国保の、あるいは老人保健の補正予算の審査であります。

上村委員の質問については、国保全般にかかわるようないわゆる内容の質問であります。これは、既に3月の段階で、当初予算で審査を十分いたしまして、その上での補正予算のこの審査でありますので、委員長の方で精査して、整理していただきたいということを要望しておきます。

○川口委員長 上村委員の方はまた整理していただいて、次、部長、答弁していただきますので、よろしく願いいたします。

堀口部長。

○堀口保健福祉部長 今のご質問の中で、この間、NHKだったと思うんですけども、2025年には今の医療費が2.5倍になるといような、介護で2.2倍か3倍かといようなことが出ておりました。

このままではどうするのといようなことでNHKの中でいろいろ論議されておりまして、その中で、やはり高齢者がふえる中で、高度医療の問題とかいろいろな部分があって2.5倍にまでふえるんだらうと。

やはり何が必要なのかといようなことを考えますと、やはり医療予防、介護予防が一番重要でないかといようなこともその中で論議されておりました。

そして、我々といたしましても、やはり医療にかかる、介護にかかる一歩手前の生活習慣病をできるだけ少なくするといのが、我々の使命ではないかなと思っております。そして、摂津市の財政状況の中で何ができるかというたら非常に難しい問題があります。

例えば、デイサービスのなところをつくるにしたって、場所の問題とか、あるいは簡単な建物であっても建設費の問題とかいろいろございまして、だからとい

いまして放っとくわけにもいかないと思っておりますので、できるだけ、そういう介護予防、医療予防のできるような体制を組んでいきたいなど。それも、健康推進あるいは国民健康保険、あるいは介護保険ですね。これら一体的、あるいは高齢者も障害者もそうなんですけれども、これらも一体的に、総合的に使え、子どもあるいはお年寄りも、あるいは真ん中の小学生、中学生も全体的に健全になっていただく、健康になっていただくといようなことを目指していきたいと思っております。

○川口委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午前10時48分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○川口委員長 再開します。

議案第54号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

○川口委員長 暫時休憩します。

(午前10時50分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○川口委員長 再開します。

議案第60号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

藤浦委員。

○藤浦委員 この際ですので、摂津市障害者施策推進協議会の条例となっておりますが、この協議会について補足説明していただけますか。

○川口委員長 登阪課長。

○登阪高齢者障害者福祉課長 障害者施策推進協議会につきましては、障害者基本法に基づいて都道府県並びに市町村に設置されているものでございまして、摂津市の場合におきましては19名の委員の方で構成をさせていただいております。学識経験者の方が2名、それから障害者団体の方から4名、それから関係機関等の各種団体の方から8名、それから大阪府も含めました行政5名ということで、計19名で構成されております。常置機関でございまして、摂津市におきます障害者施策のあり方等につきまして全般的な議論をお願いしているところでございます。

○川口委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時53分 再開)

○川口委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川口委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第49号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第54号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○川口委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時54分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 川口純子

民生常任委員 古谷博子